

令和6年3月5日
国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所

河川災害緊急対策業務に関する協定企業募集の受付期間を延長します

～災害時に協力して頂けるより多くの企業を募集します～

常陸河川国道事務所では、災害時における河川緊急対策業務に協力して頂ける企業を募集しているところですが、より多くの企業からの募集を受付けるため、申請書の受付期間を令和6年3月15日（金）まで延長することとしました。

1. 受付期間 令和6年3月15日（金）17時15分まで
2. 協定の締結区分
 - ・ 工事測量に関する業務
 - ・ 地質調査に関する業務
 - ・ 治水対策検討等に関する業務
 - ・ 河川管理施設（護岸・堤防・樋管（門）等）の詳細設計に関する業務
 - ・ 権利者調査・用地境界測量・建物等の調査等に関する業務※複数の協定区分に申請することが可能です。
3. 協定期間 令和6年4月上旬 から 令和9年3月31日まで
4. その他 協定締結企業数に制限は設けていません。
募集内容や申請方法は、常陸河川国道事務所ホームページをご確認ください。

<発表記者クラブ>

茨城県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

電話：029-240-4061（代表） FAX：029-240-4086

常陸河川国道事務所 副所長 三好 健次（みよし けんじ）（内線：206）

流域治水課長 萩元 太一（はぎもと たいち）（内線：351）

○募集概要

1 協定名

災害時における河川災害緊急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計・用地境界測量等）に関する協定

2 協定の目的

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が管理する河川管理施設等において、災害の発生の恐れがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、対策工事のための緊急的な測量、地質調査、調査検討、設計、用地境界測量等を行い、被害を受けた施設の早期復旧と被害の拡大防止を図ることを目的とします。

3 業務の実施区域

常陸河川国道事務所管内の久慈川水系の河川及びその流域
常陸河川国道事務所管内の那珂川水系の河川及びその流域

4 協定期間

令和6年4月上旬から令和9年3月31日まで

5 その他

- ・参加資格を有している企業と協定を締結するものとします。
- ・協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに請負契約を締結します。なお、業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとします。
- ・募集内容や申請方法は、常陸河川国道事務所ホームページに掲載しています。

常陸河川国道事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi01203.html>